

「指定障害児相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、指定障害児相談支援事業所「しすい」とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容等、サービスの選択に資すると認められる事項を説明するものです。

当事業所では、利用者に対して児童福祉法に基づく指定障害児相談支援を提供します。当サービスの利用については、利用者の通所受給者証により障害児相談支援給付費の支給対象者であることを確認いたします。

§ 目 次 §

1. 事業者	1	
2. 事業所の概要	1	
3. 事業実施地域及び営業日時	}	2
4. 職員の体制		
5. 職員の職務内容		
6. 主たる対象者	}	2~3
7. 指定計画相談支援の提供方法及び内容		
8. 利用料金	4	
9. 利用料金の支払い方法	4	
10. 苦情等の受付	4~5	
11. 事故発生時の対応と損害賠償保険の内容	5	
12. 虐待防止の措置	6	
13. サービス提供の記録や情報の管理、開示について	6	

社会福祉法人 紫水の郷
特定障害児支援事業所 しすい
当事業所は大野市の指定を受けています。
(大野市指定 第1870400338号)

1. 事業者

法人の名称	社会福祉法人 紫水の郷		
法人の所在地	〒912-0021 福井県大野市中野第 56 号 1 番地 1		
電話番号等	電話番号	0779-66-7000	Fax 番号 0779-66-7722
	E-mail	info@shisuiinosato.jp	
	ホームページ	http://shisuiinosato.jp/ (「紫水の郷」で検索できます)	
法人の代表者	理事長 北 岑 武 夫		
法人の設立年月日	平成 1 4 年 8 月 1 3 日		
法人の目的と 主な事業	<p>本法人は、多様な福祉サービスがその利用者（障害者）の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者（障害者）が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 自立訓練（生活訓練） イ 就労移行支援 ウ 就労継続支援B型 エ 共同生活援助 ・相談支援事業（一般・特定相談支援事業） <ul style="list-style-type: none"> ア 基本相談支援 イ 地域相談支援 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域移行支援 (2) 地域定着支援 ウ 計画相談支援（児童を含む） ・地域活動支援センター（I型）の受託経営 		

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定障害児相談支援事業所（平成 2 4 年 4 月 1 日指定 事業所番号 1870400338）		
事業の目的・運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮する。 2. 利用者又は利用者の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ち、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるようにします。 3. 自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。 4. 業務管理体制を整備し、関係法令等を遵守します。 		
事業所の名称	しすい		
事業所の所在地	〒912-0021 福井県大野市中野第 56 号 1 番地 1		
電話番号等	電話番号	0779-66-7000	Fax 番号 0779-66-7722
	E-mail	info@shisuiinosato.jp	
管理者氏名	所長 前田 和弥（兼務）		
事業所開設年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日		

3. 事業実施地域及び営業日時

事業実施地域	大野市及び勝山市全域
営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、国民の祝日、8月14日から8月16日、12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時まで
サービス提供時間帯	午前8時30分から午後5時まで

4. 職員の体制

職 種	人数	勤務形態	資 格
管理者	1人	常勤・兼務	
相談支援専門員	1人	常勤・専任	社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員
相談支援専門員	2人	常勤・兼務	社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員

5. 職員の職務内容

職 種	職 務 内 容
管理者	1. 相談支援専門員等の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 2. 従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	1. 利用者又は利用者の保護者の日常生活全般に関する相談を行います。 2. 障害児支援利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い、適切な障害福祉サービス等の利用が行われるよう配慮します。

6. 主たる対象者

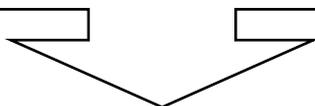
(1) 障害児（児童福祉法の対象者）

7. 指定障害児支援利用計画の提供方法及び内容（契約書第3条～第5条参照）

- (1) 相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】（契約書第3条）

相談支援専門員が利用者の居宅を訪問して、利用者及びその家族に面接し、利用者の心身又は家族の状況等、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認します。その上で、利用者の希望する生活や課題等を把握し、利用者等の選択に基づき適切な福祉サービス等が総合的に効率よく提供され、自立した日常生活を営むことができるよう、支援内容を検討します。
--



支援内容の検討結果を基に、相談支援専門員は、利用者及びその家族の希望する生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量等を記載した障害児支援利用計画案を作成します。

相談支援専門員は、障害児支援利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得た上で障害児支援利用計画案を交付します。

相談支援専門員は、市町の通所支給決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該計画案に係る福祉サービス等の担当者によるサービス担当者会議を開催し、当該計画案の内容の説明と、担当者等から専門的な見地による意見を聞きます。

相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容を、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得た上で、障害児支援利用計画を利用者等及び担当者に交付します。

(2) 作成した障害児支援利用計画を基に、継続したサービスを提供します。

【継続サービス利用支援】（契約書第4条）

相談支援専門員は、障害児支援利用計画作成後、利用者の居宅を訪問して面接し、継続的な評価を含め利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて利用計画の変更、福祉サービス等の事業者との連絡調整を行います。また、新たな支給決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対して申請の勧奨を行います。

(3) 居宅での生活が困難になった場合等の対応について、便宜の供与を行います。

【障害児入所施設等の紹介等】（契約書第5条）

相談支援専門員は、利用者が適切な福祉サービス等が提供されていた場合において、事情により居宅での日常生活を営むことが困難となった場合又は障害児入所施設への入所又は入院を希望するときは、入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

8. 利用料金（契約書第8条）

障害児相談支援 利用料	厚生労働大臣が定める基準額を、支給市町より代理受領しますので、障害児相談支援対象保護者の負担はありません。なお、代理受領した利用料の額については、利用者に通知します。
交通費	障害児相談支援対象保護者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して、指定障害児相談支援を提供した場合、又は通常の事業の実施地域を越えて行う事業に係る交通費等は、当法人の旅費規程に基づく経費を障害児相談支援対象保護者に負担していただきます。 (参考) ・公共交通機関を利用した場合 …… 実費額 ・事業者の自動車を利用した場合 …… 30円×移動距離 (km)
その他の費用	利用者の事情により、障害児相談支援対象保護者が負担することが妥当と判断できる額の実費を負担いただきます。この場合、できる限り事前に説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得るようにいたします。

9. 利用料金の支払い方法

交通費、その他の費用の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月10日までに請求し15日に指定口座から引き落とします。

10. 苦情等の受付（契約書第16条）

【事業所の苦情窓口】

事業所に、直接、苦情・要望・意見等を申し出ることができます。

苦情受付担当者	相談支援専門員 小野田 幸子			
苦情解決責任者	管理者 前田 和弥			
受付日	月曜日から金曜日までですが、国民の祝日・12月29日から1月3日・8月14日から16日・当法人が特に休日と指定する日を除きます。			
受付時間	午前9時から午後5時までです			
電話番号等	電話番号	0779-66-7000	FAX 番号	0779-66-7722
	E-mail	info@shisuinოსato.jp		

※ 『苦情受付BOX』を、事業所1階廊下に設置してありますので、直接投書することもできます。

【第三者委員】

中立・公正な立場の第三者に対しても、苦情・要望・意見等を申し出ることができます。

氏名	住所	電話
桑 盛 善 一	〒912-0065 大野市下舌 17-甲 13	0779-65-0263
中 村 由美子	〒912-0431 大野市下据 33-56-3	0779-65-3874

【その他の窓口】

その他に行政機関や福井県運営適正化委員会にも申し出ることができます。

(1) 行政機関

担 当 課	住 所	電 話	F A X
大野市 福祉こども課	大野市天神町 1-19 結とびあ内	0779-66-1111	0779-66-0294
勝山市 福祉・児童課	勝山市郡町1丁目1-50 すこやか内	0779-87-0777	0779-87-3522
福井県障害福祉課	福井市大手 3 丁目 17-1	0776-20-0339	0776-20-0639

※ 上記の受付日時は、業務日時内です。

(2) 福井県運営適正化委員会

所在地	〒910-8516 福井市光陽 2 丁目 3-22 福井県社会福祉センター1 階			
受付日時等	土・日・祝日・年末年始を除く午前 9 時から午後 5 時まで			
電話番号等	電話番号	0776-24-2347	FAX 番号	0776-24-8942
	E-mail	siawase@f-shakyo.or.jp		

1 1. 事故発生時の対応と損害賠償保険の内容（契約書第 1 7 条）

【事故発生時の対応】

指定障害児相談支援の提供により事故が生じたときは、当該利用者の家族、市町、県に対して速やかに連絡します。

〈主治医〉

医療機関名	
主治医氏名	
所在地	電話（ ）

〈緊急連絡先〉

氏 名	(続 柄)
住 所	電話（ ）

【損害賠償保険の内容】

指定障害児相談支援の提供により、事業者の責任において利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、速やかにその損害を賠償します。

保険会社名	日本興亜損害保険株式会社（代理店：北陸エージェンシー）
保 険 名	総合賠償責任保険
補償の概要	対人・対物賠償 50,000 万円

12. 虐待防止の措置（契約書第18条）

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止に関する責任者の設置

〔虐待防止責任者：管理者 前田 和弥〕

(2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修会等の実施

13. サービス提供の記録や情報の管理、開示について（契約書第19条、第20条）

当事業所では、指定障害児相談支援を実施するに当たり、関係法令を遵守するための業務管理体制を整備しています。また、サービス提供の記録や個人情報などを適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの費用は、利用者の負担となります。）

・業務管理責任者：管理者 前田 和弥

指定障害児相談支援の提供にあたり、利用者又はその保護者に対して契約書、本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

平成 年 月 日

〔事業者〕

住 所 福井県大野市中野56-1-1
名 称 社会福祉法人 紫水の郷
代 表 者 理事長 北 岑 武 夫 ⑩

〔説明者〕

事 業 所 指定障害児相談支援事業所 しすい
職・氏名 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定障害児相談支援の提供にあたり、重要事項の説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

〔利用者〕

住 所
氏 名 ⑩

〔保護者〕

住 所
氏 名 ⑩

（続柄： ）